

一般社団法人日本オートノミー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本オートノミー協会と称し、略称をオートノミー協会とする。

2 この法人は、英文ではThe Japan Autonomy Associationと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、個人や組織のオートノミー性（固有の快・幸福感・安心感を追及する営みが、自主的で自立的、そして自律的に機能すること）に着目し、次項に定める理念に基づいて活動することを目的とする。

2 この法人の理念は、次の3項目とする。

- 1) 個人や組織のオートノミー性を高める活動を通して社会に貢献することを目指す。
- 2) 自らの活動の妥当性に関する調査・研究を行い、絶えずより良い活動のありかたを追求する。
- 3) 自らのオートノミー性を大切にするとともに、他者のオートノミー性を尊重する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 3) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 5) その他前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的および事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

2 この法人の会員は、正会員、一般会員、準会員の3種とし、このうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という）上の社員とする。

3 正会員、一般会員、準会員の要件は別に定める。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 第7条の支払義務を2年分を超えて履行しなかったとき。
- 2) 総社員が同意したとき。
- 3) 当該社員が死亡したとき、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1) 社員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 計算書類等の承認
- 4) 定款の変更
- 5) 解散
- 6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 社員の除名
- 2) 監事の解任

- 3) 定款の変更
- 4) 解散
- 5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3名以上10名以内
- 2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事会の決議によって、理事の中から理事長、副理事長若干名を選任し、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事の再任は、これを妨げないものとする。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、その地位としては無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定

- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、年1期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
 - 2) 貸借対照表
 - 3) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社

員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(寄付)

第35条 この法人は、会員又は第三者による寄付を受け入れることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第40条 この法人の公告は、事務所の見えやすい場所に掲示する方法で行う。

第10章 雑則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

